平成２６年（フ）第６１号
福井市印田町第６号39番地
破産者　松木商店こと　松木　政敏
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９３号
福井市高木中央１丁目1324番地、旧住所福井市文京１丁目42番２号
破産者　本多　利一
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６２号
福井市江端町第６号６番地１　ビジュードウモナ花堂803号室
破産者　松永　明典
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７３号
福井県坂井市春江町いちい野中央806番地
破産者　坪内　　一
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３０号
岐阜県美濃加茂市森山町４丁目12番17号シャンポール森山201号室、前住所岐阜市西川手３丁目17番地　川富ビル201号室
破産者　下嶋　新治
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第３６号
岐阜県可児市川合2793番地92
破産者　山本　眞澄
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第４６号
岐阜県可児市今渡2024番地１　アブニール21―106、前住所岐阜県可児市広見５丁目143番地　ミヤジママンション303
破産者　鈴木　一匡
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第６７９号
静岡市葵区沓谷１丁目２番10号青木ビル302
破産者　成島　忠夫
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２９３号
静岡市葵区平和３丁目10番40―107号
破産者　坂口　幸雄
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１４６号
愛知県瀬戸市田端町２丁目27番地
破産者　磯崎　鎭司
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３４９号
名古屋市南区星崎２丁目95番地の33　宝マンション星崎203号、開始決定時の住所愛知県日進市東山６丁目1206番地
破産者　服部　文弘
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２８号
愛知県名古屋市北区西味鋺１丁目927番地パビリオン庄内２―Ｂ号、開始決定時の住所愛知県日進市浅田町上ノ山60番地５　ジーオー赤池東1001
破産者　宮松　　宏
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３８８号
名古屋市南区白水町20番地　特別養護老人ホームゆうあいの里大同内、住民票上の住所名古屋市南区鳴尾１丁目355番地
破産者　右田　修二
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５１１号
愛知県尾張旭市旭台２丁目11番地５
破産者　渡辺　正樹
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５８９号
名古屋市緑区大高町字高根山１番地の115サニーフラッツ101号、開始決定時の住所名古屋市千種区今池５丁目24番32号　Ｍ．Ｔビルディング1101号
破産者　今　　祥紀
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７３４号
名古屋市中川区助光２丁目2501番地　助光荘２棟510号
破産者　有賀　信悟
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７６４号
名古屋市東区前浪町６番５―601号　市営前浪荘
破産者　佐藤　年則
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７６６号
名古屋市中区伊勢山１丁目１番40号　セントラルハイツ東別院305号
破産者　野村征次郎
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部